

荻野小学校の緊急時の安全対策と連絡について

○暴風警報発令時

【登校の判断】

- 1 横須賀市を含む地域に「暴風警報」「特別警報」が午前6時の時点で発令継続中の場合は、当日を臨時休業とします。また、午前6時から登校時刻（午前8時20分）までの間に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合も同じく臨時休業とします。

なお、臨時休業措置は、当日一日を意味しますので、途中で天候が回復しても変更いたしません。

- 2 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「大雪警報」「その他の警報」等の場合は、状況により学校で臨時休校等の判断をすることもあります。

学校としての判断のほか、安全上の配慮からご家庭で自宅待機の判断をされた場合は、今まで通り、欠席扱いとはなりません。（電話での欠席連絡をお願いします。）

【登校後に暴風警報が発令された場合】

- 1 登校後「暴風警報」「特別警報」が発令された場合は、学校が状況を判断し授業時間を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。ただし、下校が危険だと判断した場合は、学校で待機させるなど安全措置をとります。
- 2 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「大雪警報」「その他の警報」等の場合でも、学校が状況を判断し、授業時間の繰り上げや学校待機などの措置を取ることがあります。

【学校からの緊急情報】

- ◇ メール連絡（まちcomiメール）で緊急情報を流します。
各家庭で登録をお願いします。

○災害発生時（暴風雨・大地震等） 市の基準に基づいて対応していきます

（1）授業中に、震度5強以上の地震が発生した場合
被害状況に関係なく、原則、保護者による「引き取り下校」となります。

（2）地震が発生し、次の①～④のいずれかの状況が生じている場合には、震度に関係なく、保護者による「引き取り下校」となります。

- ①学区において停電が継続している場合
- ②公共交通機関が不通となっている場合
- ③津波警報が発令されている場合
- ④学区に建物の倒壊、道路の寸断のある場合

※引き取りがない場合は、引き取りがあるまで、または、状況が回復するまで学校で保護します。

※引き取りの際（訓練を含む）は、名簿に記載されている方のみの引き取りとなります。

○不審者情報等

次のような方法をとります

☆引き取り下校

☆職員が指定の場所で監督をする一斉下校

☆学区パトロール

～上記の徹底のため、次の訓練を行います。～

☆保護者による児童引き取り訓練予定日 4月28日(火) →9月以降に延期

※その他、火災や地震、津波、不審者侵入を想定した避難訓練を、計画的に行っていきます。

○通学路について

- (1) 指定通学路は、児童が通学する上で比較的多くの児童が通り、おおむね安全と思われる主な道路を学校が「通学路」と指定して教育委員会に届けてある道路のことです。
- (2) 指定通学路には、「通学路」又は「スクールゾーン」の標識を設置し、運転者に注意を促しています。
- (3) 自宅から指定通学路に出るまでの道は、通常の（崖・池等危険個所のない）道路で、ご家庭で安全だと判断される道路を決めれば、そこもがその児童の通学路となります。
- (4) 登下校中の通学路での事故は、日本スポーツ振興災害共済給付金の適用対象（学校内でのけがと同じ扱い）となります。近道だからといって崖等、危険な場所を通っての事故ですと対象外になる場合があります。（交通事故や飼い主のいる犬に噛まれた等、明らかに加害者が存在する場合も適用対象外となります。）

黄色の紙（学校提出用）

緑色の紙（家庭保存用）

○引き取り人名簿の記入
をお願いいたします。

荻野小学校通学路（太い線が通学路です）

